

## 決算第二特別委員会議題

平成28年9月21日(水)

市会4階大会議室

- |    |           |                              |
|----|-----------|------------------------------|
| 1  | 決算市第 1 号  | 平成27年度横浜市一般会計歳入歳出決算（関係部分）    |
| 2  | 決算市第 14 号 | 平成27年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算     |
| 3  | 決算市第 15 号 | 平成27年度横浜市みどり保全創造事業費会計歳入歳出決算  |
| 4  | 決算市第 16 号 | 平成27年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算     |
| 5  | 決算市第 17 号 | 平成27年度横浜市市債金会計歳入歳出決算         |
| 6  | 決算市第 18 号 | 平成27年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表   |
| 7  | 決算水第 1 号  | 平成27年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表    |
| 8  | 決算水第 2 号  | 平成27年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表 |
| 9  | 決算交第 1 号  | 平成27年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表   |
| 10 | 決算交第 2 号  | 平成27年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表  |
| 11 | 市第 70 号議案 | 平成27年度横浜市下水道事業の利益の処分         |
| 12 | 水第 1 号議案  | 平成27年度横浜市水道事業の利益の処分          |
| 13 | 水第 2 号議案  | 平成27年度横浜市工業用水道事業の利益の処分       |

## 平成27年度決算第二特別委員会審査日程等（案）

### 1 審査日程

#### (1) 総合審査（決算第一・決算第二特別委員会連合審査会）

9月29日（木） 午前10時

#### (2) 局別審査

10月 3日（月）	資 源・市 民
10月 5日（水）	消 防・温 対・環 創
10月 7日（金）	水 道・文 觀
10月12日（水）	交 通・總 務
10月14日（金）	政 策・議 会・人 事・監 察 選 管・財 政・会 計

各日とも午前10時

#### (3) 採 決

10月17日（月）	理事会 午後2時30分
	委員会 午後3時
[ 本会議 10月18日（火） 決算議決 ]	

### 2 審査方法

#### (1) 総合審査

決算第一及び決算第二特別委員会付託議案を一括審査

決算審査意見書の説明に対して質問は行わない

#### (2) 局別審査

局長説明を省略し、直ちに質問

## 平成27年度決算第二特別委員会の運営方法

### 1 所管局

政策、総務、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通

### 2 委員定数

43人

自民	民進	公明	共産	無ネ	維ヨ	無保
15	11	8	5	2	1	1

※ 各常任委員長は、所管する委員会に所属

### 3 正副委員長

委員長1人	民進
副委員長2人	自民 公明

※ 2委員会の正副委員長をあわせた6ポストをドント式順位に基づく指名順位表により指定

### 4 理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）

自民	民進	公明	共産
2	1	1	1

### 5 審査の流れ

設置	初委員会	総合審査	局別審査	採決
日程	第1日	第2日	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	第13日
第一委 第一回 定例会	第3回 定例会 3日目	設置日の 本会議終了後 時間差開催	第一委・ 第二委の 連合審査	同日 時間差 開催
第二委				

### 6 定足数

総合審査：両委員会の委員定数合計の半数以上とし、各委員会の委員が少なくとも1人以上出席

局別審査：委員定数の半数以上の出席（委員会条例第10条）

### 7 理事者の出席

総合審査 → 市長以下関係職員      局別審査等 → 担当副市長以下関係職員

### 8 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

### 9 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

### 10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（市の休日は除く。）の午後5時までとする。

### 11 質問通告のない局の審査

説明員の出席は省略し、審査順序を変更した上で、まとめて審査する。

## 12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

## 13 質問順位・質問者数

### (1) 総合審査

#### ア 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で多数会派順にまとめて連続で行う。

#### イ 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加え、端数が生じる場合は切り上げて得られる人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	民進	公明	共産	無ネ	維ヨ	無保	無
質問者数（上限人数）	5	4	3	2	1	1	1	1

### 【決算第一・決算第二特別委員会連合審査会】

順 位 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	通告締切日
[総合審査] 9月29日(木)	自	民	公	共	自	自	自	自	民	民	民	公	公	共	ク	ヨ	保	無	9/27 午後5時

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

### (2) 局別審査

ア 質問順位 交渉会派、非交渉会派、無所属の枠の中で審査日ごとの輪番制とする。

イ 質問者数 その順位の中で交渉会派は2人まで質問することができる。

順 位 月 日	1	2	3	4	5	6	7	通告締切日時
[局別審査] 10月3日(月)	自	民	公	共	ク	ヨ	保	9/29 午後5時
10月5日(水)	民	公	共	自	ヨ	保	ク	10/3 同
10月7日(金)	公	共	自	民	保	ク	ヨ	10/5 同
10月12日(水)	共	自	民	公	ク	ヨ	保	10/7 同
10月14日(金)	自	民	公	共	ヨ	保	ク	10/12 同

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

## 14 各会派の発言持時間（1日当たり）

### 総合審査・局別審査

会 派	自	民	公	共	ク	ヨ	保
持時間(分)	69	46	35	20	9	4	4

※ 非交渉会派及び無所属議員の発言持時間の取り扱い

- ・ 非交渉会派は、総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間から、総合審査で申告した時間を除いた時間の半分（端数切り捨て）をそれぞれの委員会における持時間とする。
- ・ 無所属議員は、総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会における持時間とする。

- ・ 非交渉会派及び無所属議員の1日の発言時間については、交渉会派の5人の発言持時間（11分）を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。その申告した時間については、発言を行った後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。

総合審査	1日
局別審査	10日
非交渉会派 (4人) の持時間	9分×11日=99分 (99分-総合審査申告時間) × 1 / 2
非交渉会派 (2人) の持時間	4分×11日=44分 (44分-総合審査申告時間) × 1 / 2

## 15 パネルの拡大表示

- (1) 委員は、質問を補完することを目的として、局別審査において、委員長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をスクリーンに表示することができる。
- (2) 委員席向きと当局席向きに80インチのスクリーンを1枚ずつ設置し、パソコンとプロジェクタを利用して質問者の資料を投影する。
- (3) 投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、委員会の前々日（市の休日は除く。）の午後5時（質問通告の期限）までに担当書記に提出する。
- (4) 委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長の判断による。
- (5) 投影する際には、議事録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- (6) 投影資料は、従来どおり議事録には掲載しない。
- (7) 投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料の映像を映し、その後委員にカメラを戻す手順を基本に、適宜配信する。

## 16 局別審査における区長の出席

- (1) 出席要請の対象となる案件は、区配事業に係る区の執行状況、局事業に係る地域の状況等とする。
- (2) 委員は、区長出席を要請する際は、事前に委員長（委員長予定者）に申し出るものとし（区長名、案件、目的）、出席要請の申し出は、原則として出席日の6日前（市の休日は除く。）までとする。なお、区長出席の要否は、正副委員長の協議に基づくものとする。
- (3) 区長出席を要請する際は、区長の主たる業務である地域対応等に支障を來さないよう配慮し、区長が出席できない場合は、要請案件の内容により、部長級以上の職員が出席するものとする。
- (4) 市民局審査における、区長会議の議長区・幹事区の区長の出席については、従来どおりとする。

## 17 指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致

- (1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。
- (2) 実施手続き
  - ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。
  - イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。
  - ウ 提出期限は、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとする。

なお、依頼書の提出に当たっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。

(3) 意見聴取の方法

参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。

**18 局別審査における一般傍聴**

(1) 局別審査においては、一般傍聴を包括許可とする。

(2) 横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱に基づき実施。

決 算 第 二 特 別 委 員 会 理 事 名 簿

委 員 長 大 山 しょうじ (民 進)

副 委 員 長 山 下 正 人 (自 民)

〃 源 波 正 保 (公 明)

理 事 小 松 範 昭 (自 民)

〃 藤 代 哲 夫 (自 民)

〃 小 稲 康 弘 (民 進)

〃 尾 崎 太 (公 明)

〃 宇佐美 さやか (共 産)